

平成23年度 第5回 生駒市法令遵守委員会 会議録

日時:平成23年12月1日(木)午後4時～6時

場所:市役所401 会議室

出席者:【委員】 秋田仁志委員長、河良彦委員(兼委員長職務代理者)、丹羽徹委員

【事務局】今井企画財政部長、川崎監査委員事務局長、三原監査委員事務局局長補佐、
渡辺監査委員事務局係長、森田監査委員事務局書記

案件

- (1) 諮問事項の審査
- (2) その他

会議内容

- (1) 「生駒市法令遵守推進条例において市長等の面会記録閲覧制度の必要性について(生監第102号、平成23年11月4日)」の諮問の審議

- 委員長から事務局作成答申案の修正案について説明
- 審議内容〔委員長修正案を基に審議〕

委員長:1現行条例の説明、2提案制度の説明、3審議、4結論とする構成及び1の内容については、他の委員も特に異論はないようである。

2について「定例会」だけではわかりにくので、「生駒市議会定例会」としたほうがよい。他は他の委員も特に異論はないようである。

3の前文について、特に異論はない。

3①は、提案理由について言及している。この事件の住民訴訟にかかわった者として、答申案で述べているように、本条例では、全く例外にあてはまらない、まさに記録して公表すべき案件であったと言える。抜け道もないのであって、本条例で対応できるということであり、ここは丁寧な説明が必要である。

委員:「記録・公表することとなる。」という表現については、記録・公表しなければ違法となるのであるから、「記録・公表しなければならない。」とすべきである。

委員長:その点を変更することとする。

事務局:次の、3②については、前回会議で議論となった手段と目的との関係を述べたものである。

委員長:意見の整合性という点から、③も説明させていただく。

③の提案制度は、目的の点からも対象範囲にも疑問があるという意見である。①との整合性に問題はないが、②は、「透明性の向上を図ることに資することは理解できる。」「その目的を達するための手段としては」事務分担の観点から問題が指摘できるのではないかという内容で、観点が異なるのではないか。

③の事務局原案では、不当要求の問題が議論となっているように思われるので、その部分は削除している。一般行政職員と市長と立場の違いを述べている部分については、常に記載の事例にあてはまるとは限らないので削除が相当と考える。その他の部分に

については、修正文のとおりである。修正案で、「憲法上の疑義を払拭することができない。」としたが、この点は議論していただきたい。

事務局: 前回会議では、提案制度は政治活動の阻害要因となるのではとの意見であった。

委員: 事例をあげるならば、現職市長が再選を目指して立候補したとき、支持者とともに政策をつくる過程が全て記録の対象となり、住民側の政治活動の自由を制約することに繋がる。一方、新人で立候補する場合は、記録の対象とならない。

委員長: この事例からみても、記録を義務づけることは憲法違反といえるのではないか。

委員: 提案制度の運用基準は曖昧で、手引き書に委ねられているが、憲法違反とまで言及するのはどうか。

委員: さらに事例をあげれば、市長と面会した議員は公職者であるので、氏名が公表される。ある議員が特定の人を支持しているということが明確になる可能性がある。どちらも支持しない、あるいは、支持していることを公表しない公職者にとっては、政治活動が阻害されることになる。この場合も新人を支持するならば、記録されないことになる。答申書に詳細に明記する必要はないが、仮に条例改正案が可決となった場合、このような懸念についても議論してもらいたい。

委員長: 今の議論を踏まえて、答申案③の初めの2行を、修正案も参考にしながら、事務局でもう少し丁寧な表現にしてもらいたい。この表現では、論理的に繋がりにくい。

修正案2段落目は、現行制度より、提案制度のほうが対象範囲がはるかに広いということ述べている。

委員会の意見としては、修正案の最後の3行は、憲法違反を明記しているので、削除するというのでどうか。前段(修正案3段落目)で、制度をつくるにあたっては、目的、必要性、合理性、適用対象の限定性等について十分な慎重さが必要である、そうでなければ、議員さんも含めて政治活動の阻害要因になりかねないということのべている。

③については、個人的には、提案制度の問題点としては一番大きな点であると考えている。この制度をつくって本当にいい地方自治ができるのか、議員の立場から考えても本当にこれでいいのか疑問である。また、住民の立場から言えば、市長にも、どの議員さんにも言える自由を確保しておいてもらいたい。

④について、③で対象範囲の厳格性、明確性の必要性を述べているので、繋がるようなかたちで、表題も含めて修正している。しかし、基準が明確ならそれでよいのか。

委員: どこで線を引くかが問題である。どこがラインになるか、この条例改正案ではわからない。公務であるかどうかの判断を手引書に委ねているが、公職の人は、オフィシャル(市長)、パブリック(政治家)、プライベートの3つの立場を持つ。市長とは区別された、政治家としての立場を条例のなかでどう考えているのかわからない。市民からの要望をどちらの立場で受けるかは、多分受ける側は区別していないと思われる。政治活動に食い込んでくる部分まで制限する場合がでてくる。首長は政治家であり、政治家とはそういうものであるとして、このような制限を是とする考え方もあり得ると思うが。

委員長: 他ではこのような制度はあるのか。

事務局: 調べた限りでは、他の自治体では、このような制度はない。

委員長:⑤について。2段落目であるが、生駒市の政治家一同が提案制度実施で一致したら、その実施は否定しないとあるが。

委員:原理的におかしい。制度そのものの問題点を指摘する一方で、みんなが一致すれば実施を否定しないとするのは矛盾している。面会記録閲覧制度に代わる別の制度ならわかるが、そうであっても、本委員会で述べるべき事柄ではない。

委員長:この部分は削除することとする。

事務局:①③は提案制度そのものの問題点を延べており、②は提案制度を前提としていることになる。

委員長:提案制度の目的、効果についての議論にとどめるのか、仮に透明性の向上に資するとしても、事務量等に問題があるということまで述べるのか。

委員:この制度が本当に必要であれば、職員を配置してでも実施すべきであるということになる。

委員長:費用をかけずに効率的に運用する方策の検討を行うことになる。この点は、市長や職員が実際に議論することになる部分であろう。②は削除することとする。

一通り検討が終わったので、構成については、今日の議論を踏まえて、③を事務局に調整をお願いして、その他の部分についても整合性等を考慮して修正していただき、メールで確認することでしょうか。

事務局:①～③の表題は④と同様に「～について」に修正することでよいか。

委員長:それでよい。④の曖昧性というのは、恣意的な運用、濫用の危険性を孕んでいる。明確ではない結論を置くことによって、不適正な裁量等の弊害が生ずる。

○答申についての審議の結論

- ・構成及び1について 案どおり
- ・2 面会記録制度閲覧制度の内容について [修正箇所]定例会→生駒市議会定例会
- ・3 提案制度の必要性について
 - ・前文について 原案どおり
 - ・タイトルは、「〇〇について」との表現で統一
 - ・①[修正箇所]公表することとなる→公表しなければならない
 - ・②削除
 - ・③提案制度の問題点としては一番大きな点であり、修正案も参考にしながら、事務局でもう少し丁寧な表現にする。
 - ・④提案議員の見解を明記する。
 - ・⑤2段落目の「生駒市の政治家一同が提案制度実施で一致したら、その実施は否定しない」は削除
- ・4 結論 削除した②部分(事務量)を削除した表現に修正

○今後の予定について

- ・事務局において、再度修正案を作成し、6日までに各委員にメールで送付する。修正案に対する回答は最終期限を12日午前までとし、できるだけ早く回答する。

(2) その他

○法令遵守推進条例の運用状況(8月～9月)の概要報告(事務局から別紙資料に基づき説明)

○委員からの報告事項

○次回の開催

2月9日午後4時から

今年度の報告書作成にむけて、行った調査等の整理を事務局でしておく。

条例改正について、事務局で論点をまとめておく。

以上